

平成31年度松山空港国際定期便団体利用促進事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、松山空港国際定期便（以下「国際定期便」という。）の利用促進を図るため、国際定期便を利用して交流事業及び研修事業等（以下「事業」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象は、国際定期便を片道又は往復利用し、国際定期便が就航する国・地域（中国、韓国、台湾）又は乗継利用によりその他の国・地域において、文化・芸術・スポーツ・経済など多様な分野で事業（修学旅行及び研修旅行を含む。）を行う愛媛県内の団体とする。

2 前項で規定する助成対象団体は、10人（公費で旅費が支給される者を除く。）以上で構成されるものとする。ただし、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（高等専門学校にあっては1年生、2年生、3年生が対象）（以下「高校等」という。）については、10人（公費で旅費の一部が支給される者も含む。）未満であっても助成対象とする。

3 同一年度内に既に助成金の交付を受けた団体は対象外とする。ただし、高校等が実施する修学旅行及び研修旅行については、この限りでない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、渡航経費、通訳経費、バス借上げ料、交流会経費、記念品代等、交流又は研修に要する経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表とおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 団体の代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、旅行出発日の14日前までに、協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、速やかに団体の代表者に通知するものとする。

(助成事業の変更又は中止の承認)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体の代表者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ変更（中止）承認申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成事業者は、助成事業完了後、速やかに実績報告書兼交付請求書（様式第3号）

に、関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 助成事業者は、助成金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第11条 会長は、助成事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めことがある。

(助成金の取り消し及び返還)

第12条 会長は、助成事業者が、この要綱の規定に違反したとき、又は交付申請書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(特例措置)

第14条 高校等が実施する事業で、フライトキャンセルなど航空会社の事情により計画していた国際定期便が利用できなくなったとき、会長が特に認める場合には助成金を交付することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	高校等	大学生、短大生、専門学校生等による団体	その他の民間団体
1人当たりの助成限度額	6,000円とする。ただし、片道利用の場合は3,000円とする。また、学生・生徒以外の引率者は助成対象外とする。	6,000円とする。ただし、片道利用の場合は3,000円とする。また、団体の構成員に生徒・学生以外の者を含む場合は、その者に係る助成限度額は4,000円とする。なお、研修旅行において、自己負担額が助成限度額を超えない場合は、支給しない。	4,000円とする。ただし、片道利用の場合は2,000円とする。
団体助成限度額	上限なし	30万円とする。ただし、片道利用の場合は15万円とする。	20万円とする。ただし、片道利用の場合は10万円とする。